○近畿地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千七百三十号大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業大和川下流西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十五年十二月三日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　大阪都市計画緑地事業第二号服部緑地

三　事業施行期間　自平成十八年十二月五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第五十号大和都市計画道路事業三・三・二号奈良西幹線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第六十一号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十五日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿南市福井町日の地三八〇番五から徳島県海部郡美波町北河内字本村九三番二まで	前	A　八・〇〇～五三・八〇メートル	一一・六五〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　八・〇〇～五三・八〇	一一・六五〇	
	後	A　八・〇〇～五三・八〇	一一・六五〇	
		B・C・D・E　一一・二〇～一四五・三〇	九・三六二	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
指宿市小牧字秋葉山九一番一〇から同市小牧字秋葉山九一番七まで	前	九・二五～一四・二六メートル	九・八二キロメートル	
	後	九・八二～一九・〇二メートル	〇・〇七六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十六号　指宿市小牧字秋葉山九一番一〇から同市小牧字秋葉山九一番七まで　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十五日

○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

九州地方整備局長　吉崎　収